

大総務第45号
令和6年8月1日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 堀野 桂子 様

大阪市長 横山 英幸
(担当：総務局行政部総務課法人グループ)

諮問書

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例（平成25年大阪市条例第10号）第7条第1項に規定する外郭団体である公益財団法人大阪市救急医療事業団による中期目標の期間を通じた経営評価（財務運営の実績）の結果及び所管所属である大阪市健康局による大阪市外郭団体の事業経営の評価等に関する指針を定める規程第6条第2項第2号ウの規定に基づく当該経営評価の審査の結果について、同条例第7条第4項の規定に基づき、別紙により諮問します。

【財務運営の実績に関する評価】

令和5年度 事業経営評価

団体名	(公財) 大阪市救急医療事業団	所管所属名	健康局
-----	-----------------	-------	-----

中期目標	中期目標期間
	令和2年9月11日から令和6年3月31日

●最終年度【中期目標の期間を通じた評価】
財務運営の実績に関する評価(財務運営に関する事項)

中期計画達成状況	指標Ⅰ	診療収入百万円当たりの物件費				
		R2	R3	R4	R5【最終】	
	目標値	401,958	318,727	235,497	235,497	
	実績値	527,576	433,142	401,876	282,312	
	指標Ⅱ	診療収入百万円当たりの患者窓口未収金額(当該年度分)				
		R2	R3	R4	R5【最終】	
	目標値	897円	805円	713円	713円	
	実績値	754円	580円	349円	381円	

外郭団体の自己評価	中期計画の目標達成状況【中期計画期間】	イ	ア：達成 イ：未達成
	中期計画に定めた指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた団体の総合的な評価		
	・令和5年度については、5月に新型コロナウイルス感染症の5類移行もあり、患者数はコロナ前の水準に戻りつつあるが、1年間の患者数はコロナ前の約83%までの回復にとどまっている。 ・指標Ⅰについては、患者数がコロナ前の水準まで回復していない中、光熱水費、消耗品等の節減等、物件費の抑制に努めたものの、目標を達成することができなかった。 ・指標Ⅱについては、これまで同様、窓口での診療代金の徴収を強化したり、粘り強く患者に督促を行ったことにより、目標を達成することができた。 ・中期計画期間中、新型コロナウイルス感染症による影響で、診療収入については、期間前半は相当な減収となり、期間後半はコロナ前の水準に戻りつつある状況の中、指標Ⅰについては、期間中、光熱水費、消耗品等の抑制に努めたものの、目標を達成することはできなかった。一方で、指標Ⅱについては、窓口での徴収を強化したり、粘り強く督促を行ったことにより、期間を通して目標を達成することができた。		

専門家の評価	公認会計士、税理士その他の財務に関する専門的な知識及び経験を有する者の意見
	・指標Ⅰについては、期間中、診療収入が毎年回復の傾向にある中、経費抑制の努力もあり、実績値は毎年改善しているが、診療収入の回復傾向が緩やかで、物件費のうち固定費部分の負担が大きいこともあり、期間中、目標未達となった。 ・指標Ⅱについては、日常の回収努力が結果として現れ、期間中、目標達成となった。

市の審査	中期計画の目標達成状況【中期計画期間】	イ	ア：達成 イ：未達成
	「外郭団体の自己評価」に対する審査結果		
	指標Ⅰについて、新型コロナウイルス感染症による影響が大きく、中期計画期間中、一度も目標達成とはならなかった。ただし、実績値は毎年改善している。 指標Ⅱについては、未収金対策の強化が図られた結果、全ての年度で実績値が目標を達成した。 この間の新型コロナウイルス感染症による影響及び専門家の評価も踏まえ、事業団による自己評価については妥当であると判断する。		

市の評価	中期計画に定めた指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた本市の総合的な評価		
	指標Ⅰについては、コロナ前に比べ診療収入が大幅に減少していることに加え、新型コロナ対策としての費用負担もあり、中期計画期間中の全ての年度で目標未達成となった。 ただし、光熱水費、消耗品費等の見直しをはじめ、実態に応じて医師や看護師の出務を絞るなどの出務体制見直しによるタクシー代の節減やジェネリック医薬品の導入の拡大を行うなど、事業団として最大限に経費削減に努めてきたことは評価する。 指標Ⅱについては、いずれの年度も目標を達成しており、現在の取組が功を奏しているものと評価する。 引き続き現在の取組を着実に進め、対象事業を安定的かつ継続的に行うことができる財政基盤の確保につながるよう取り組まれたい。		
	助言等及び講ずるよう求めた措置の内容【大阪市外郭団体等への関与及び監理に関する条例第7条第5項】(※必要な場合のみ)		